

5	年	保	存
機	密	性	1
平成 30 年 11 月 8 日から 平成 35 年 11 月 7 日まで			

基監発 1108 第 1 号  
平成 30 年 11 月 8 日

関係道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長  
( 公 印 省 略 )

豪雪地帯における除雪業務発注機関に対する労働時間法令  
の周知徹底について

建設業については、第 196 回通常国会で成立した働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）による改正後の労働基準法（以下「改正法」という。）において、平成 31 年 4 月の法施行から 5 年間という一定の猶予期間を置いた上で、時間外労働の罰則付き上限規制の一般則を適用することとされている。

一方、昨年度から、各地に甚大な被害をもたらす自然災害が相次ぎ、業界団体等から多くの照会が寄せられたことから、被災地域において被害を受けたライフラインの復旧作業に関する労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 33 条第 1 項に基づく許可又は届出の取扱いについて、平成 30 年 9 月 18 日付け基発 0918 第 3 号「災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある場合における労働基準法第 33 条第 1 項に基づく許可等の取扱いの徹底について」により指示されたところである。

建設工事、特に公共工事の発注機関は、同工事に従事する労働者の労働条件確保のため、建設業に適用される労働時間に関する法令等（以下「労働時間法令」という。）について正しく理解した上で、適正な条件により発注することが重要であり、これまでも、建設工事関係者連絡会議等の場を活用して労働時間法令について周知しているところであるが、今後本格化する除雪業務についても、その発注者に同様の対応が求められるところである。

については、豪雪地帯における除雪業務を発注する機関（以下「除雪業務発注

機関」という。)への労働時間法令の周知について、下記により取り組むこととするので、関係する局署においては遺漏なきを期されたい。

なお、本通達については安全衛生部と協議済みであることを申し添える。

## 記

- 1 労働局又は労働基準監督署は、改正法の内容を含めた労働時間法令について、除雪業務発注機関（発注部署の担当者）に対し周知を行うこと。なお、除雪業務発注機関には、国及び道府県のほか、市町村も含まれること。
- 2 周知は、本年度においては可能な限り除雪作業の発注が開始される前に行うこと。また、来年度以降は、毎年度実施する必要はないが、発注部署の担当者に変更された場合など必要と判断される場合に説明を行うこと。
- 3 周知の方法は、個別の訪問によるほか、説明会の開催によることも差し支えないこと。

また、周知に当たっては、平成26年4月11日付け基安発0411第1号「建設工事関係者連絡会議の設置について」に基づき設置されている「建設工事関係者連絡会議」の場を活用することとして差し支えないが、その場合は、発注部署の担当者が参加するよう配慮すること。同連絡会議に参加していない発注機関がある場合は、別途、周知を行うこと。

- 4 周知の際は、別添説明資料を使用し、特に、改正法の内容も含め、法定労働時間（労働基準法第32条）、休日（同第35条）、時間外及び休日の労働（同第36条）及び災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等（同第33条）について丁寧に説明すること。